

交通政策審議会海事分科会船員部会
漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会 議事次第

令和5年9月22日（金）

15:00～16:30

3号館11階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について

3. 閉 会

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会委員名簿
（敬称略、五十音順）

（公益を代表する委員）

西村万里子 明治学院大学法学部 教授

野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

（関係船員を代表する委員）

釜石 隆志 全日本海員組合 水産局水産部専任部長

高橋 健二 漁船同盟連絡協議会 議長

（関係使用者を代表する委員）

土屋 和 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 常務理事

納富 善裕 （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会
代表理事専務

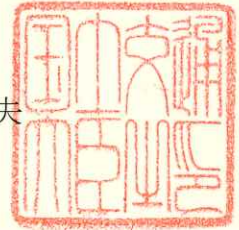
配布資料一覧

- 資料1 交通政策審議会への諮問について
諮問第436号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の改正について）」
- 資料2 漁業（かつお・まぐろ）最低賃金（令和4年12月26日令和4年国土交通省最低賃金公示第4号）
- 資料3 かつお・まぐろ漁業の概要
- 資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数
- 資料5 漁業（かつお・まぐろ）船員賃金実態調査
- 資料6 漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の改正状況
- 資料7 最低賃金の改正に係る参考資料
- ・ 漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
 - ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）
 - ・ 消費者物価指数（10大費目）
 - ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
 - ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
 - ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
 - ・ 地域別最低賃金額一覧
 - ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 1 4 2 号
令和 5 年 7 月 2 4 日

交通政策審議会
会 長 橋 本 英 二 殿

国土交通大臣
齊 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 3 6 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）及び漁業（かつお・
まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正すること
について、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見
を聴く必要があるため。

漁業（かつお・まぐろ）最低賃金

令和 4 年 12 月 26 日 令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号

1 適用する地域

全国

2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 12 号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第 5 項に掲げる 1 人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

4 適用する期間

かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5 第 3 項の船員に係る最低賃金額

月額 1 人歩船員

199,300 円

(月払いとする)

この場合において、1 人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1 人歩、1 人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位 1 単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
- (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など
- (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (4) 1 か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

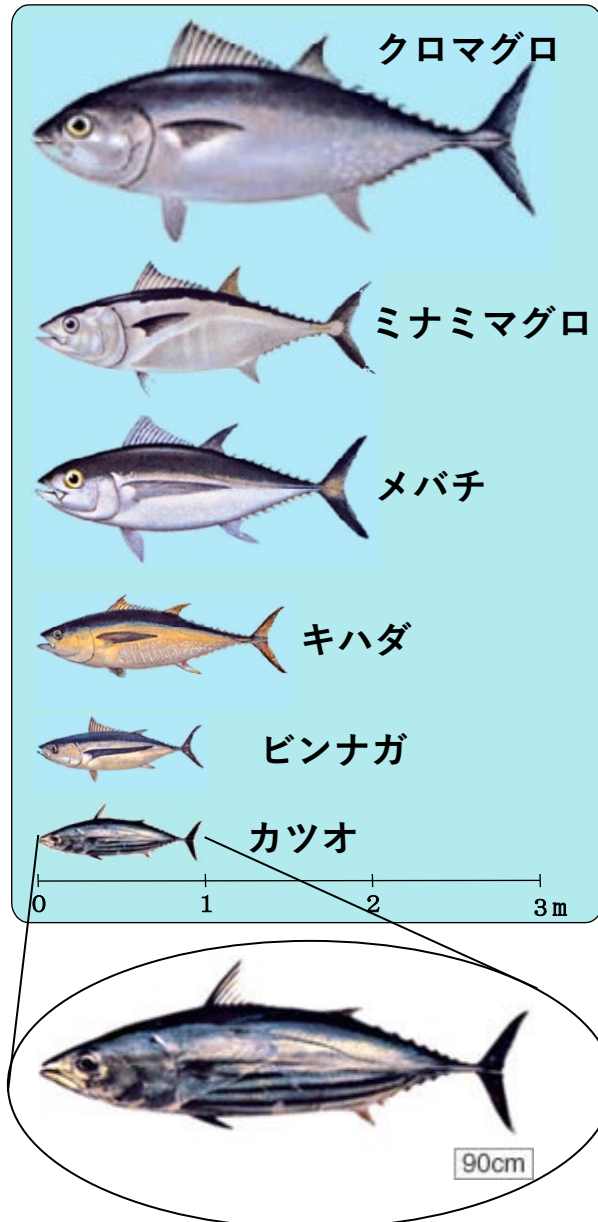
附 則（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）

この公示は、令和 5 年 1 月 25 日から効力を生ずる。

かつお・まぐろ漁業の概要

令和5年9月
水産庁

1. 主要なかつお・まぐろの種類



クロマグロ (Atlantic Bluefin Tuna / Pacific Bluefin Tuna) :

地中海を含む大西洋、太平洋の主として北半球に分布（大西洋と太平洋で別種）。本マグロとも呼ばれ、マグロ類の中でも最高級品とされる。インド洋には分布しない。主に刺身に利用。

ミナミマグロ (Southern Bluefin Tuna) :

南半球の高緯度海域を中心に分布。インドマグロとも呼ばれ、クロマグロに次ぐ高級品とされる。主に刺身に利用。

メバチ (Bigeye Tuna) :

世界中の温帯から熱帯の海域に分布。目玉が大きくぱっちりしていることから目鉢マグロと呼ばれる。主に刺身に利用。

キハダ (Yellowfin Tuna) :

メバチとほぼ同じ海域に分布。体色が黄色味がかっていることから黄肌マグロと呼ばれる。刺身及び缶詰に利用。

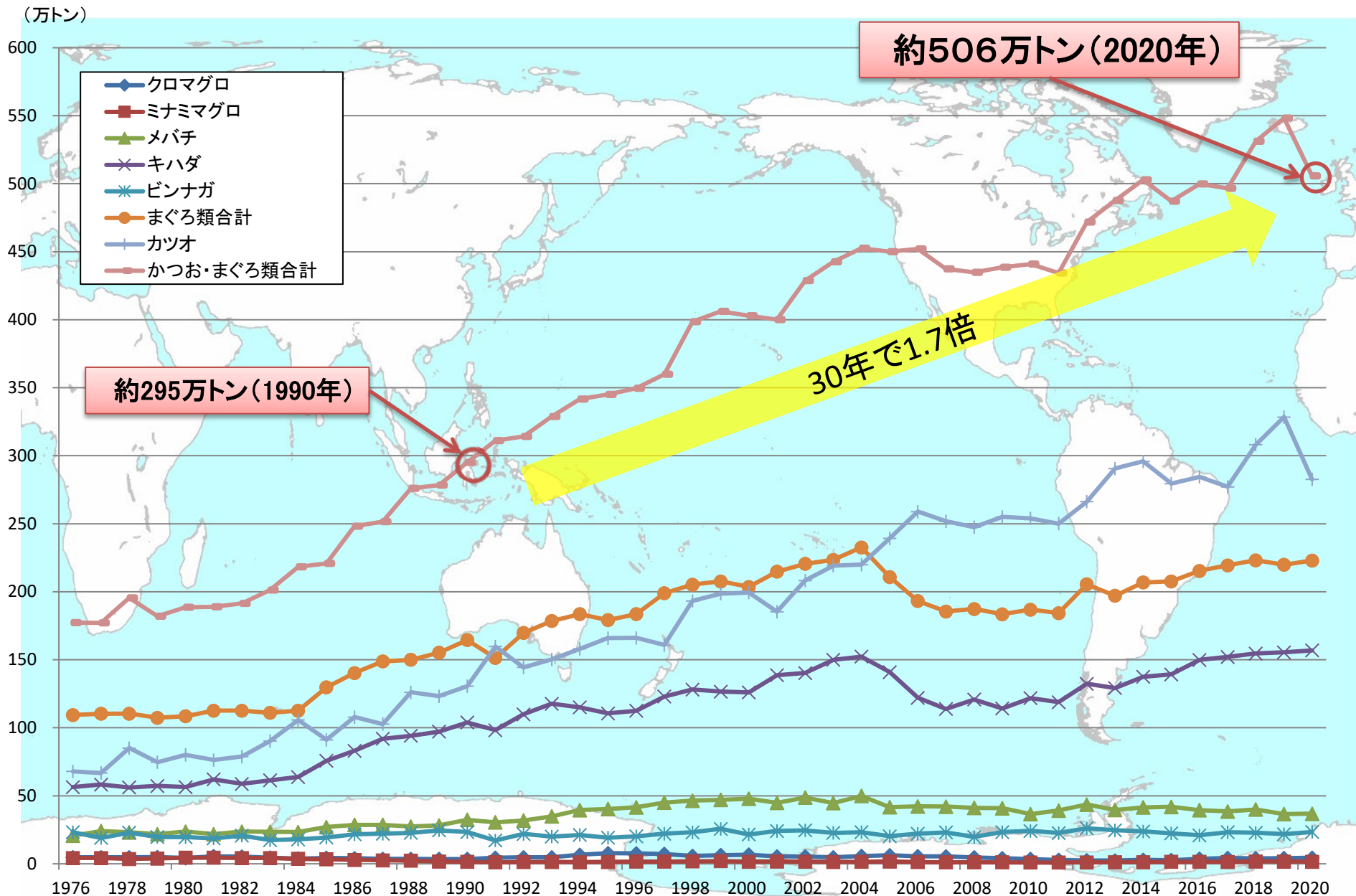
ビンナガ (Albacore) :

世界中の海に広く分布する小型のマグロ。長い刀状の胸びれが特徴で油漬の缶詰の原料になる。最近では刺身にも利用される。ビンチョウ、トンボとも呼ばれる。

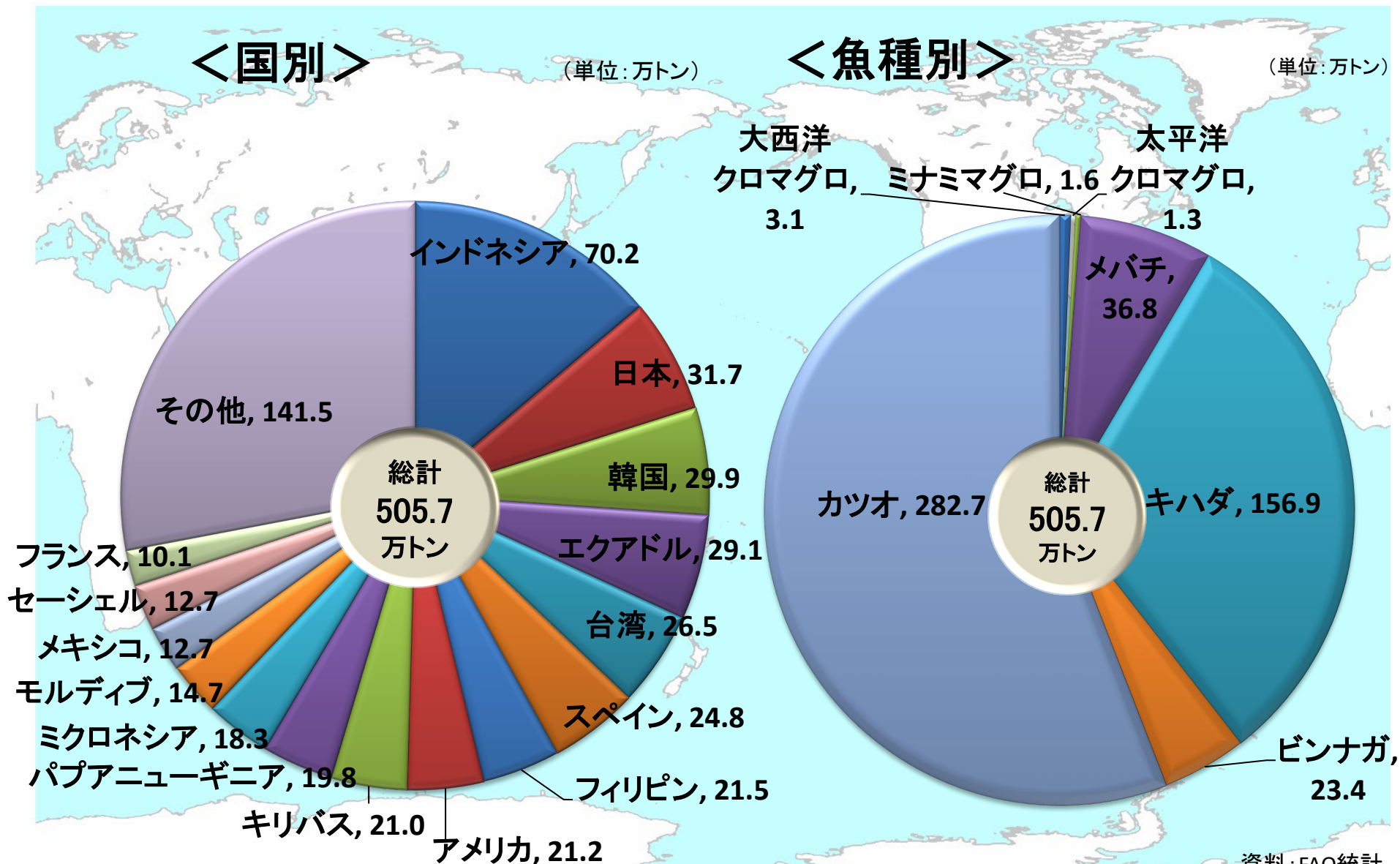
カツオ (Skipjack) :

世界中の海に広く分布し、特に南方水域では一年中獲られる。腹側に濃青色のしまが入っているのが特徴。かつおは用途が広く、刺身、タタキ、節、缶詰等に利用される。

2. 世界のかつお・まぐろ類の漁獲量の推移



3. 国別/魚種別のかつお・まぐろ類漁獲量 (2020年)



資料: FAO統計

注: 集計方法の違いにより、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」の値と一致しない。

4. まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の概要

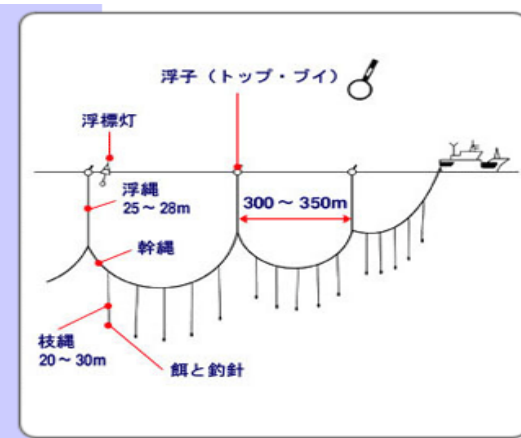
まぐろはえ縄漁業とは

浮きはえ縄を使用して、かつお・まぐろ、かじき又はさめを獲ることを目的とする漁業。許可海域は、遠洋船は全世界、近海船は中西部太平洋。

主な漁獲対象はメバチ、キハダ、クロマグロ及びミナミマグロ。漁獲物は、我が国で主に刺身商材として利用される。

遠洋船の隻数は167隻（400トン級が主体）、遠洋船の1回の航海は約1年～1年半の長期に及ぶ。乗組員は約23名。

近海船の隻数は229隻（19トンが主体）、近海船の操業区域は主に外国200海里水域、公海及び日本EEZで、1航海は2週間～1月程度。乗組員は9人前後。



かつお釣り漁業とは

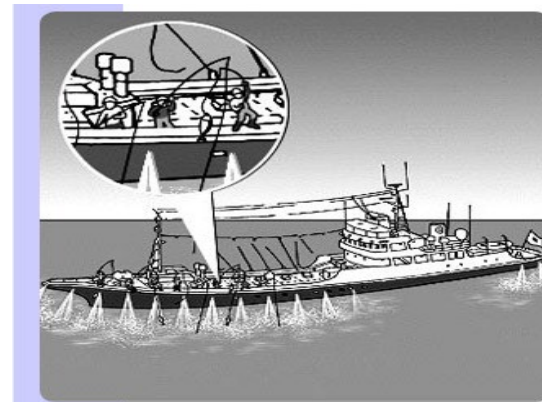
いわゆる一本釣り漁業。活餌及び散水により魚をおびき寄せ、疑似餌を付けた釣り針で一尾ずつ漁獲。

許可水域は、遠洋船では全世界、近海船は中西部太平洋。

主な漁獲対象はカツオ及びビンナガ。漁獲物は、我が国にて主に生食用（タタキ等）として利用される。

遠洋船の隻数は40隻（499トンが主体）、1回の航海は30～50日程度。乗組員は30～40名。

近海船の隻数は29隻（119トンが主体）、操業水域は日本EEZで、1航海は3日～1週間程度。乗組員は20名前後。



かつお・まぐろ漁業の定義（概要）

トン数	我が国EEZ内	公海・外国EEZ
10トン以上 20トン未満	沿岸まぐろはえ縄漁業 (届出漁業)	
20トン以上		かつお・まぐろ漁業 (浮きはえ縄又は釣り)

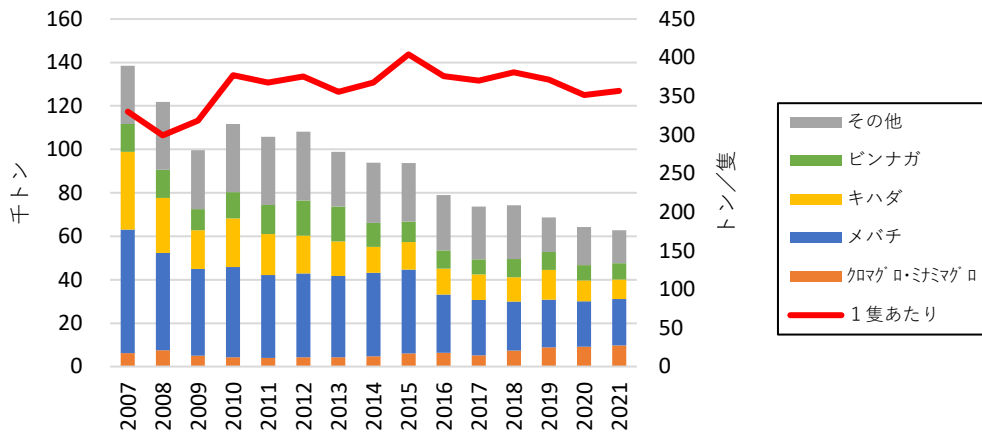
令和5年8月時点

改正漁業法施行前は、10～120トン未満を近海かつお・まぐろ漁業、120トン以上を遠洋かつお・まぐろ漁業としていたが、改正漁業法施行後は、10トン以上で操業区域が限定されているものを近海かつお・まぐろ漁業、120トン以上で操業区域が全世界であるものを遠洋かつお・まぐろ漁業としている。

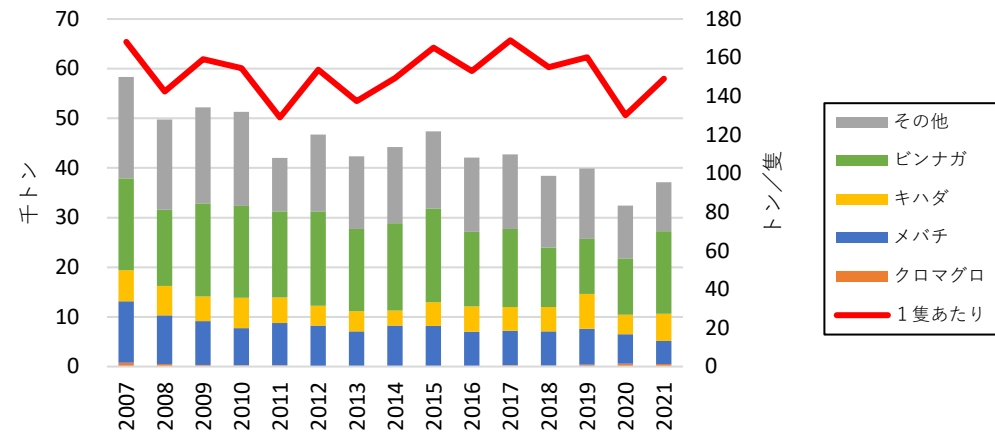
5. まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の漁獲量

- まぐろはえ縄漁業の漁獲量は減少傾向にあるが、漁船1隻あたりの漁獲量はおおむね横ばい。
2021年の漁獲量は、遠洋まぐろはえ縄漁業は63千トン、1隻あたり357トン。近海まぐろはえ縄は37千トン、1隻あたり149トン。
- かつお釣り漁業の漁獲量も同様に減少傾向。1隻あたりの漁獲量は、カツオやビンナガの来遊に左右され、変動が大きい。
2021年の漁獲量は、遠洋かつお釣り漁業は51千トン、1隻あたり1,272トン。近海かつお釣り漁業は24千トン、1隻あたり718トン。

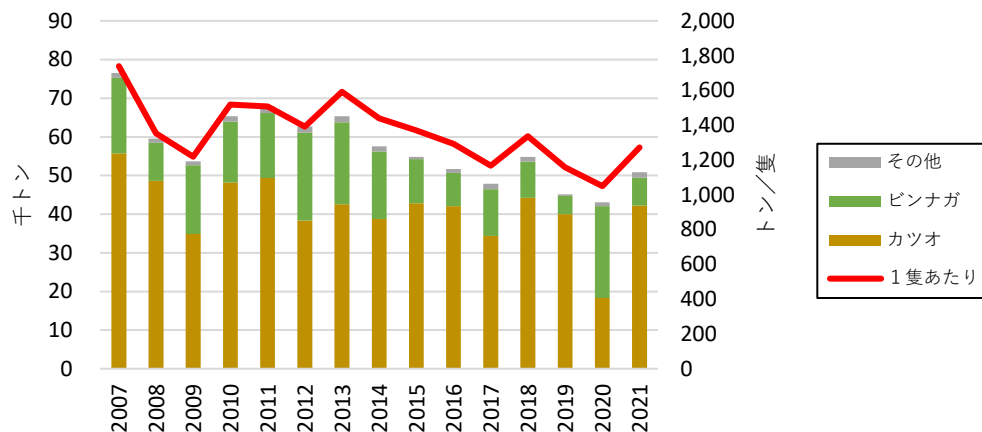
遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量の推移



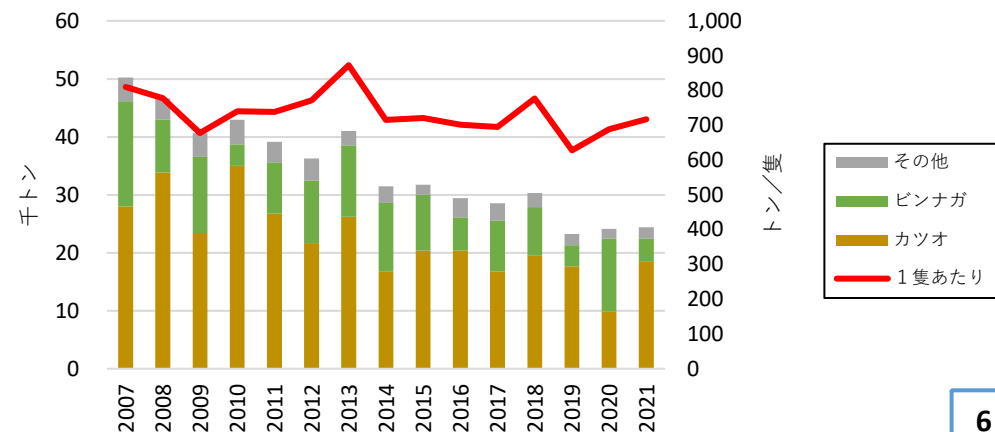
近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量の推移



遠洋かつお釣り漁業の漁獲量の推移



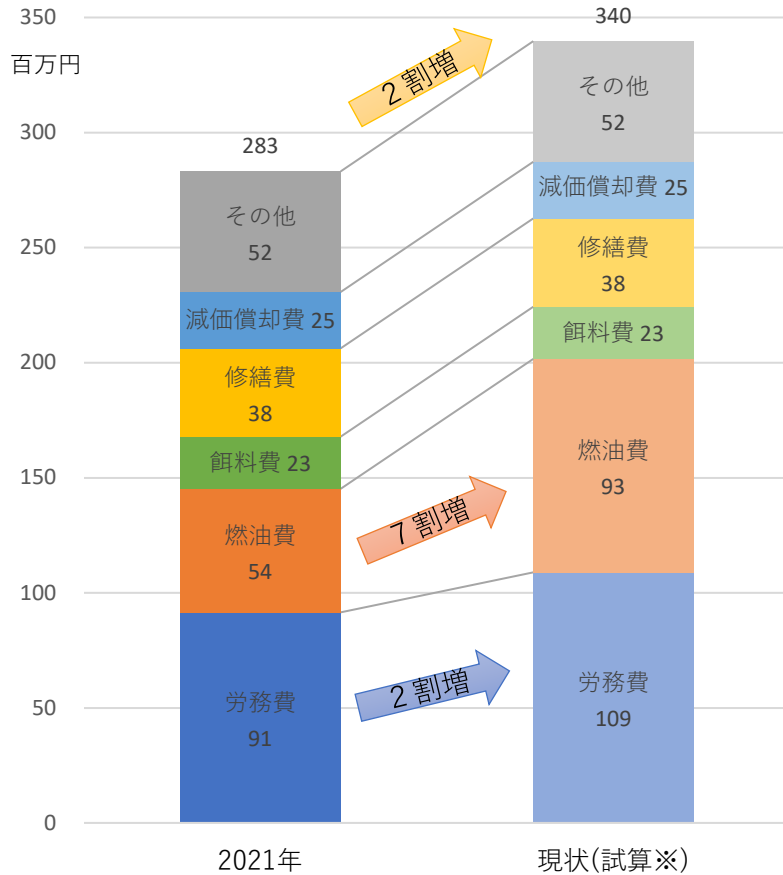
近海かつお釣り漁業の漁獲量の推移



6. 遠洋まぐろはえ縄漁業の経営状況

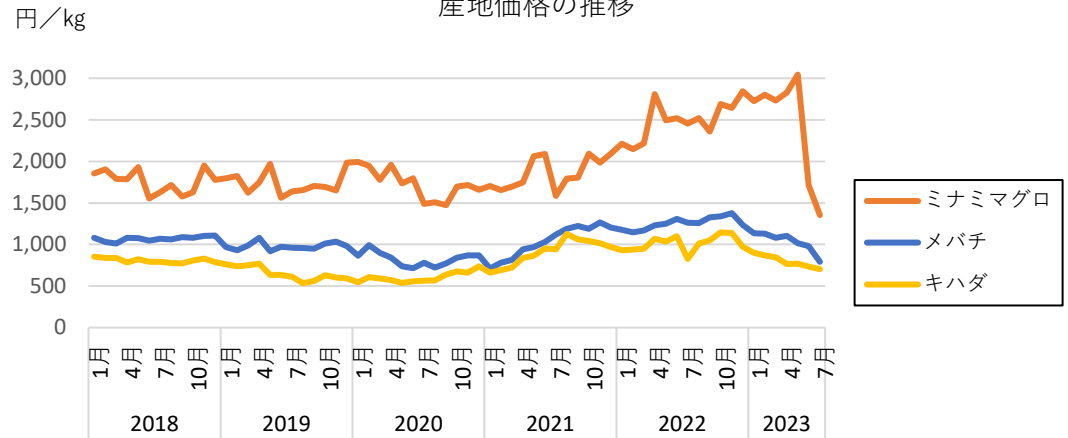
- 遠洋まぐろはえ縄漁業では、**漁業売上原価の3割を労務費、2割を燃油費が占める。**
- 現下の原油価格の上昇や円安により、特に洋上・外地では燃油価格が高騰しており、**燃油費負担が大幅に増加。**
また、本年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げており、**労務費負担についても増加。**
- 一方、昨年来上昇傾向にあった魚価は、直近では続落しており、売上原価の上昇に見合った**水揚げの確保と燃油コスト等の経費抑制が課題**となっている（※燃油については漁業経営セーフティーネット構築事業で支援）。

漁業売上原価（1隻あたり）



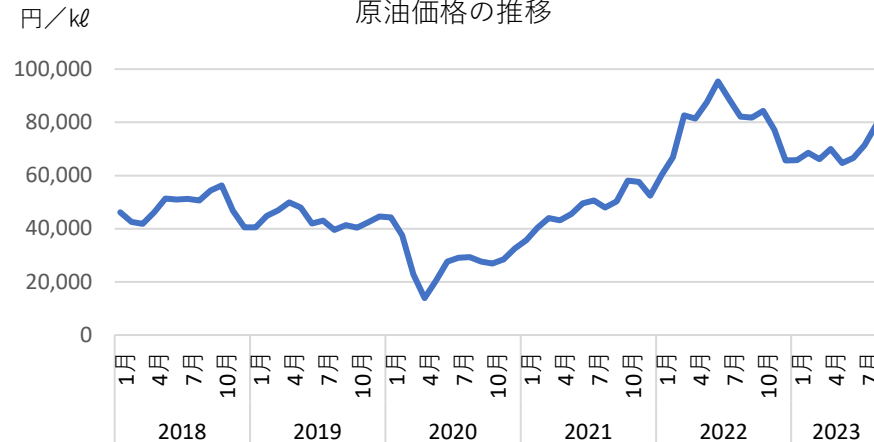
資料：農林水産省「令和3年漁業経営統計調査」(会社経営体)及び日かつ協燃油価格等から水産庁作成。※試算は労務費・燃油費の上昇のみを考慮。

産地価格の推移



資料：漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」

原油価格の推移



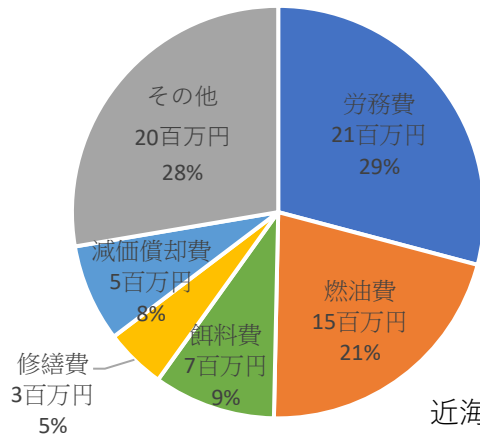
資料：東京商品取引所 中東産原油最終決済価格

7. 近海まぐろはえ縄漁業・かつお釣り漁業の経営状況

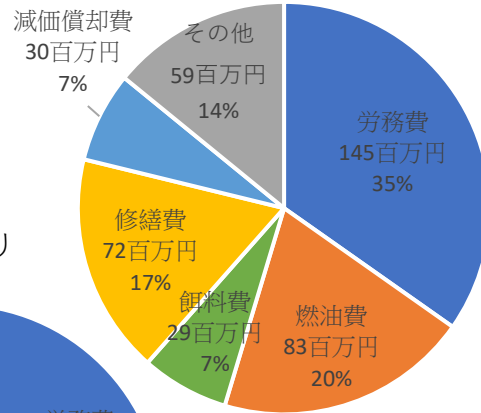
- 近海まぐろはえ縄漁業、遠洋・近海かつお釣り漁業においても、**漁業売上原価の過半を労務費と燃油費が占める。**
- 遠洋まぐろはえ縄漁業と同様、**燃油費負担が大きく、直近では燃油価格高騰の影響を受ける**ほか、遠洋かつお釣り漁業では本年1月よりマルシップ船員の賃金水準を大幅に引き上げ、**労務費負担についても増加。**
- 一方、魚価については、直近では堅調に推移。安定的な漁獲量・**水揚げ収入の確保と燃油コスト等の経費抑制が課題。**
- また、船価が上昇する中、船齢の進んだ船舶の更新についてもかつお・まぐろ漁業全体の課題となっている。

漁業売上原価

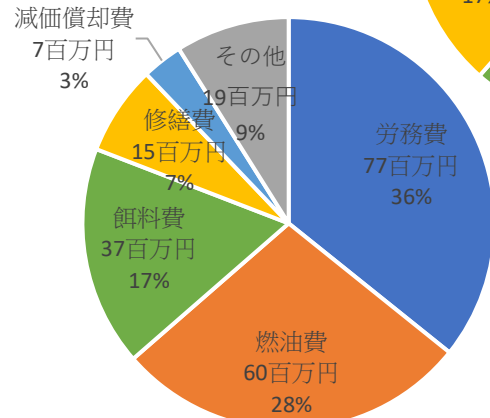
近海はえ縄



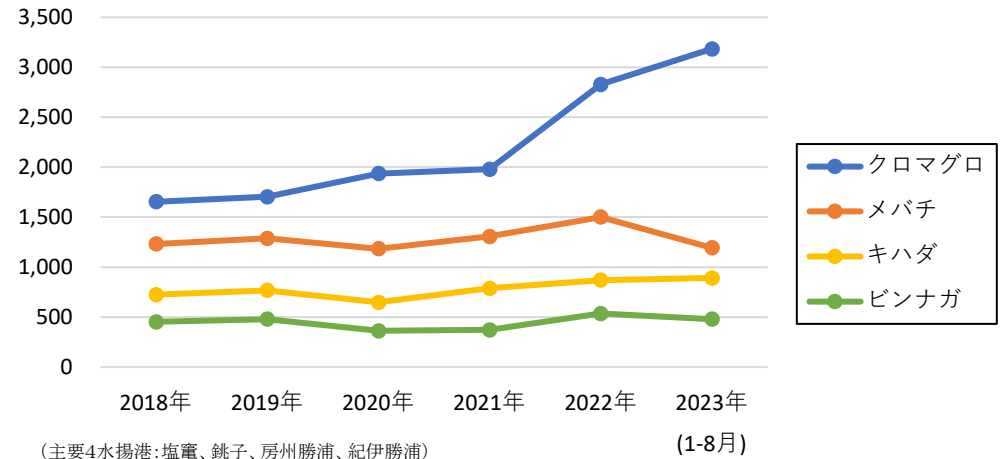
遠洋釣り



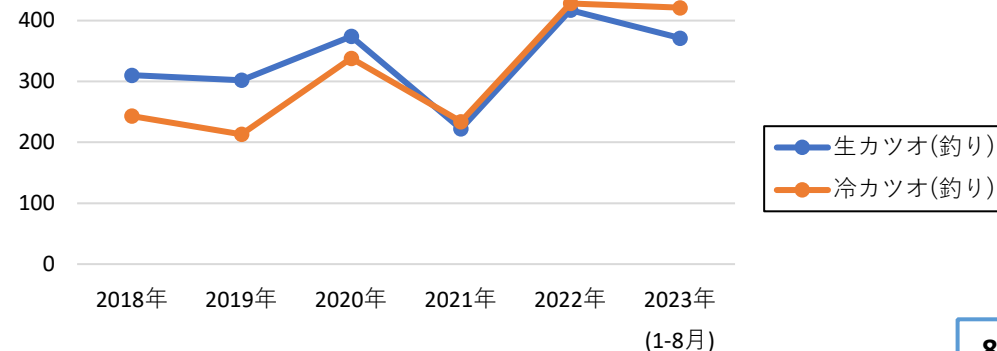
近海釣り



生鮮まぐろ類の産地価格の推移
(主要4水揚港※平均)



カツオの産地価格の推移



資料: 農林水産省「令和3年漁業経営統計調査」(会社経営体)

資料: 漁業情報サービスセンター「おさかなひろば」

8. かつお・まぐろ漁業の現状（人材関係）

● 遠洋まぐろはえ縄漁業は、洋上転載を活用する機会が多く、航海は1年～1年半と長期にわたる。こうした操業形態等から、日本人若手船員の確保に支障をきたしており、船員の高齢化が著しく、日本人船員の太宗は60歳以上。特に機関士は70歳以上が約半分で、50歳台以下の日本人船員が、ほぼいない状況。

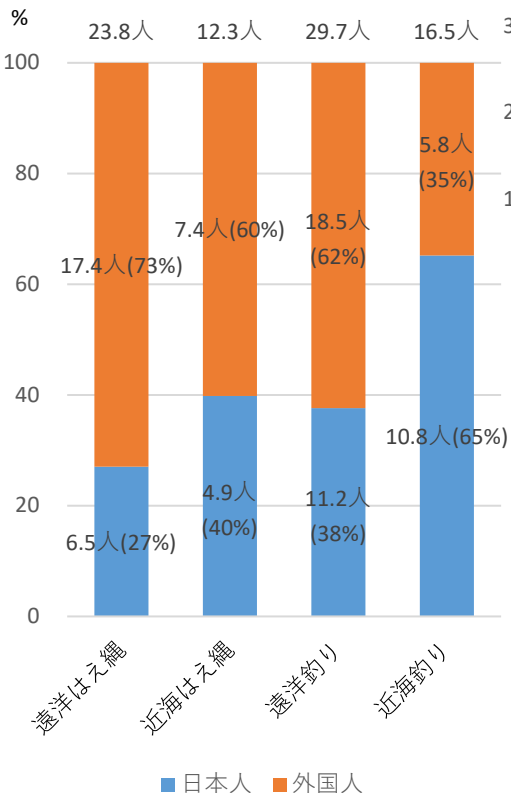
現在の年齢構成を踏まえると、船員確保の問題は、今後も持続可能な遠洋まぐろはえ縄漁業を構築するために取り組まなければならない喫緊の課題。

● 近海まぐろはえ縄漁業においても、日本人乗組員の高齢化が進行。遠洋船と同じく日本人船員の確保は喫緊の課題。

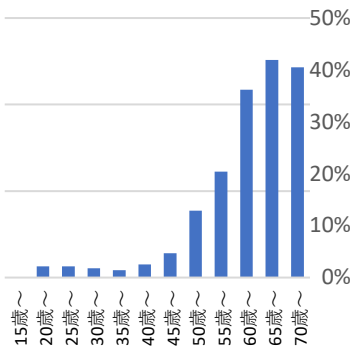
● 遠洋・近海かつお釣り漁業では、日本人乗組員の年齢構成は、比較的バランスがとれている状況。

日本人乗組員の年齢構成

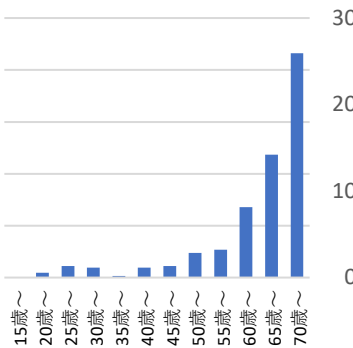
乗組員の構成



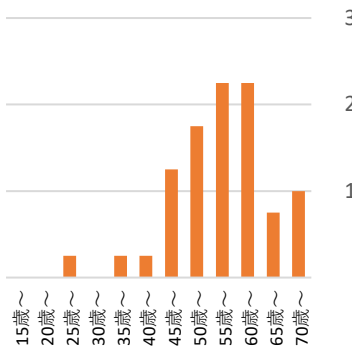
遠洋はえ縄（甲板部）



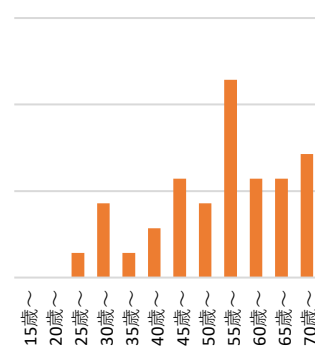
遠洋はえ縄（機関部）



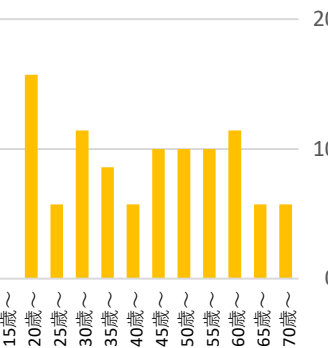
近海はえ縄（甲板部）



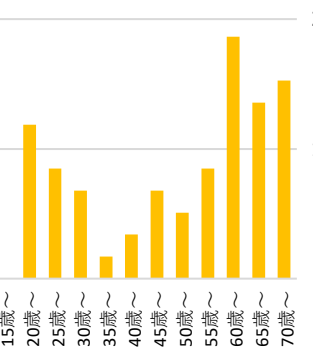
近海はえ縄（機関部）



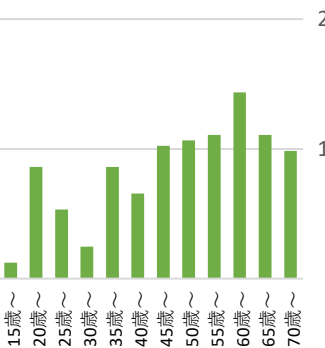
遠洋釣り（甲板部）



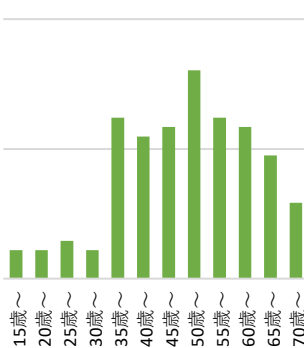
遠洋釣り（機関部）



近海釣り（甲板部）



近海釣り（機関部）

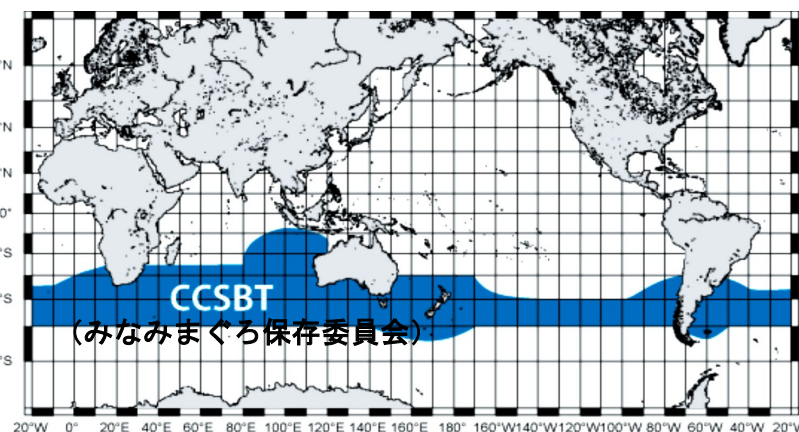
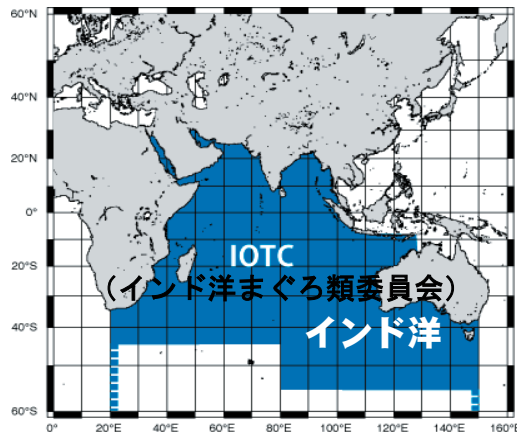
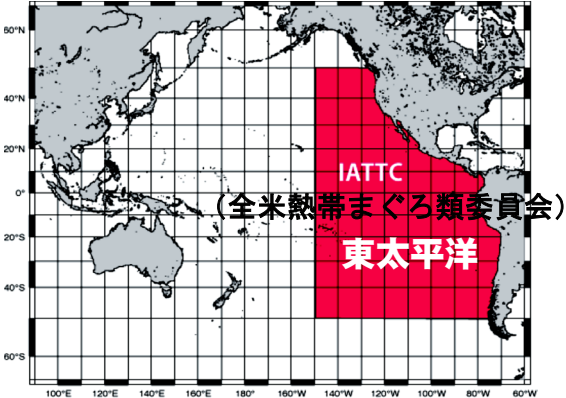
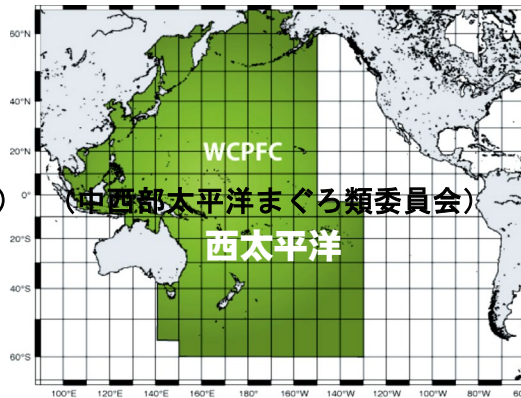
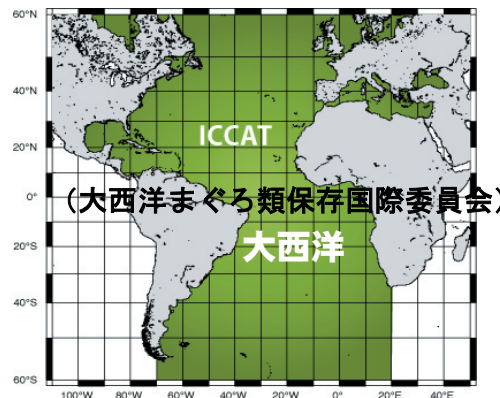


資料: 業界調査 (2021年7月時点) を元に水産庁で作成

9. かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関 (RFMO)

Tunas Regional Fisheries Management Organization

- 5つのRFMOが全世界の海洋を管理。我が国はすべてのRFMOに加盟している。RFMOは魚種ごとの資源状況等を踏まえ様々な保存管理措置を実施している。
- 我が国にとって特に重要なものとして、大西洋クロマグロを管理する大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) と我が国排他的経済水域を含む中西部太平洋を管理する中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) がある。



10. 主要なかつお・まぐろ類の資源状況

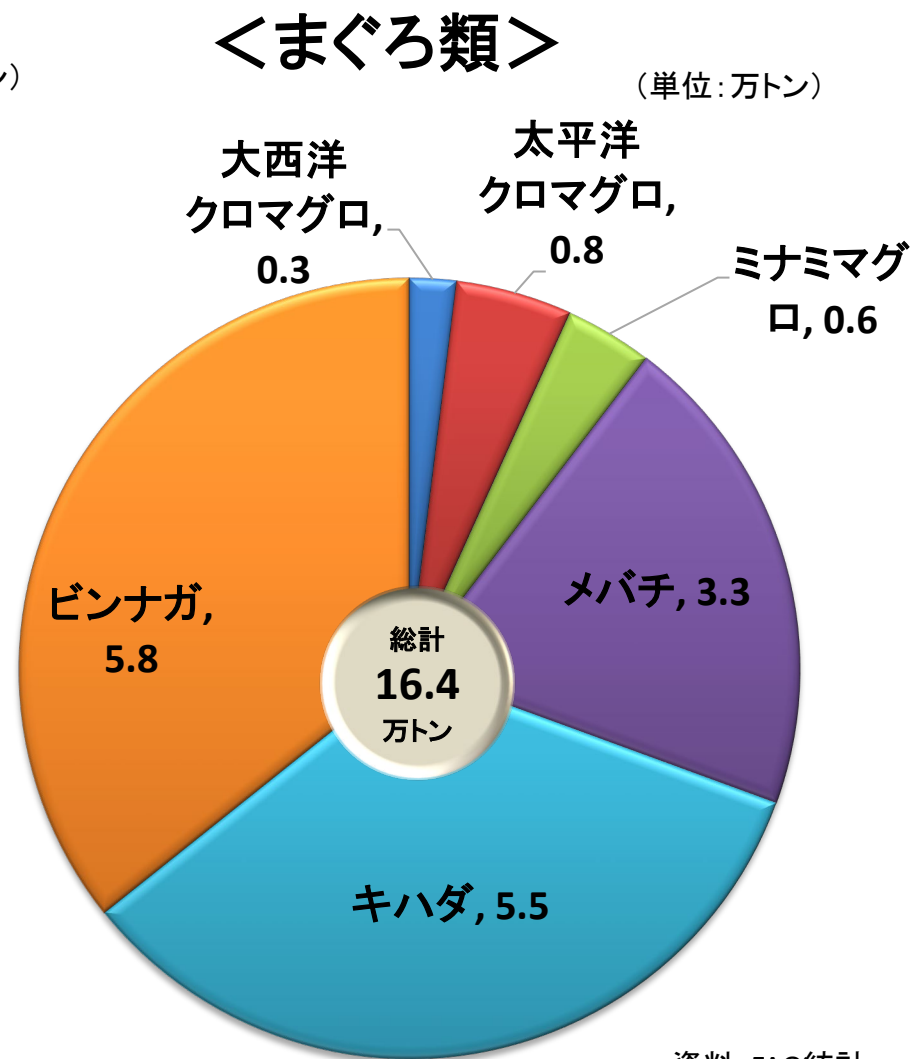
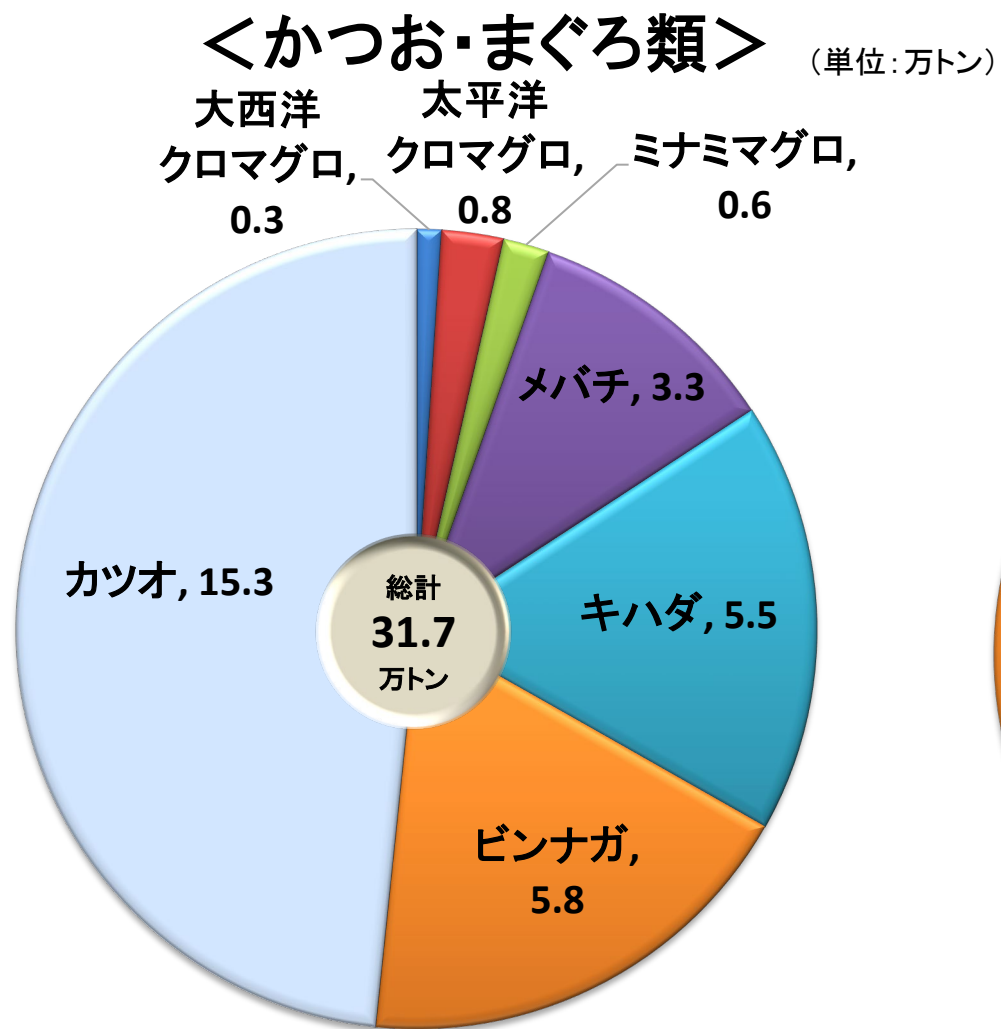
魚種	ICCAT 大西洋	IOTC インド洋	IATTC 東部太平洋	WCPFC 中西部太平洋	CCSBT ミナミマグロ
クロマグロ	東大西洋： 高位／増加 西大西洋： 高位／減少	—	中位／増加		—
ミナミマグロ	—	—	—	—	低位／増加
メバチ	低位／横ばい	低位／減少	中位～低位／ 横ばい	中位／横ばい	—
キハダ	中位／横ばい	低位／減少	低位／横ばい	中位／減少	—
ビンナガ	北大西洋： 中位／増加 南大西洋： 中位／増加	中位／減少	—	北太平洋： 中位／横ばい 南太平洋： 高位／減少	—
カツオ	西部： 中位／横ばい	中位／横ばい	高位／横ばい	高位／減少	—

(注)「資源水準／資源動向」の順に表示

資料:水産庁「令和4年度 国際漁業資源の現況」

資源水準:過去20年以上にわたる資源量(及び漁獲量)の推移から、「高位、中位、低位」の3段階に区分
 資源動向:資源量や漁獲量の過去5年間の推移から「増加、横ばい、減少」に区分。

1.1. 我が国のかつお・まぐろ類の魚種別漁獲量（2020年）

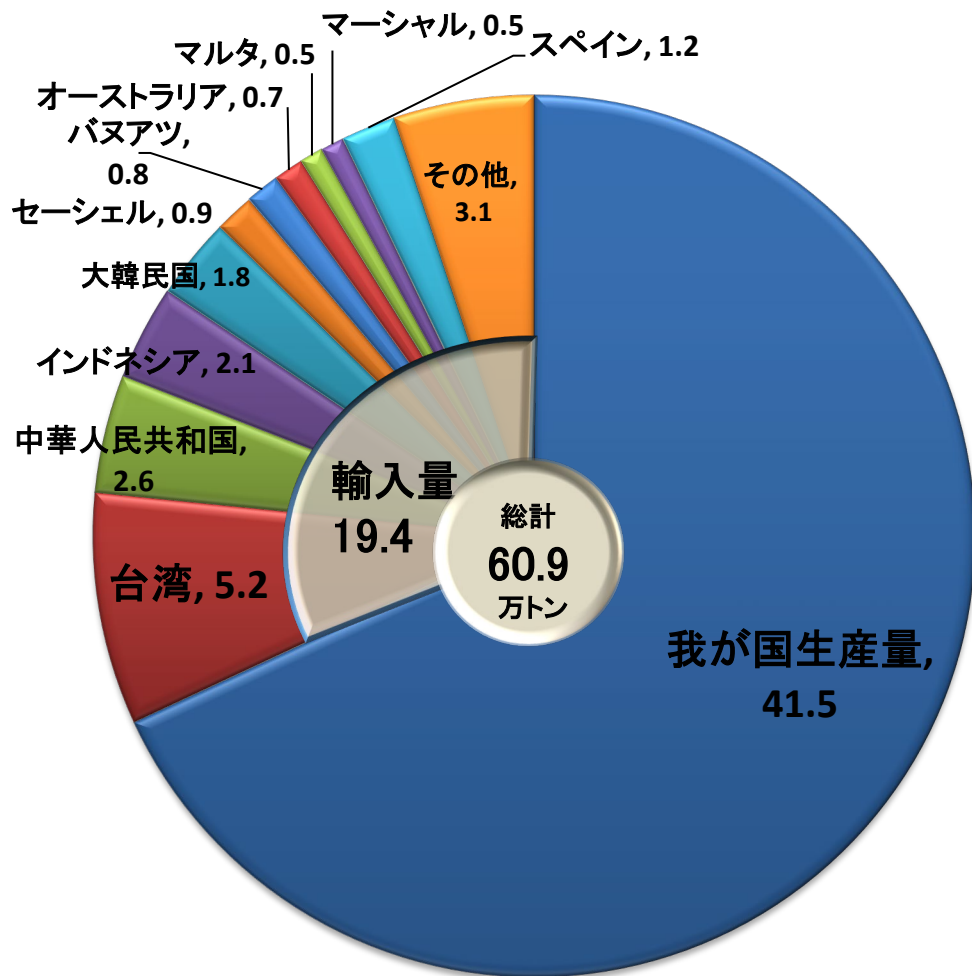


資料：FAO統計

注：集計方法の違いにより、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」の値と一致しない。
注：国内養殖生産量を含まない。

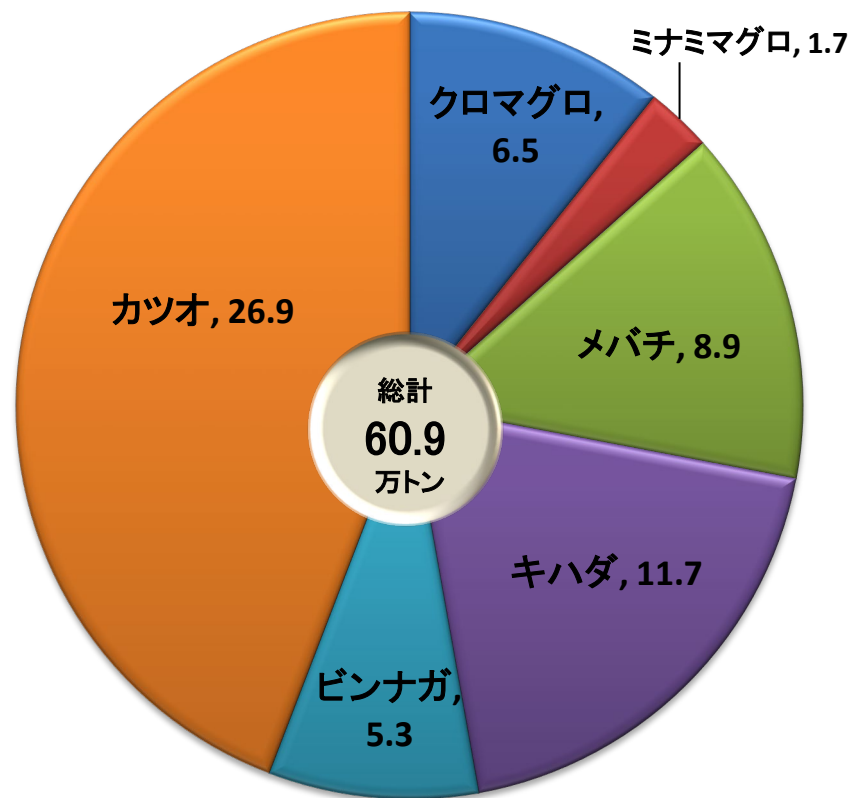
1 2. 我が国の生産国別/魚種別かつお・まぐろ類供給量 (2021年)

<生産国別(推計)>



<魚種別(推計)>

(単位:万トン)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び財務省「貿易統計」に基づく推計
注: 国内養殖生産量(クロマグロ)を含む

最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和5年4月1日現在)

業種 局別	漁業（かつお・まぐろ）			
	事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	0	0	0	0
東北運輸局	29	78	629	629
関東運輸局	10	19	113	94
北陸信越運輸局	4	10	94	94
中部運輸局	28	49	398	393
近畿運輸局	7	7	20	20
神戸運輸監理部	0	0	0	0
中国運輸局	0	0	0	0
四国運輸局	50	82	350	350
九州運輸局	121	145	662	348
沖縄総合事務局	36	45	126	126
計	285	435	2,392	2,054

漁業(かつお・まぐろ)船員賃金実態調査

1. 遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業の漁船に乗り組む船員のうち、1人歩又は1人歩以上で最も1人歩に近い乗組員に対して、令和4年1月～令和4年12月までの1年間の乗船中における月額給与を調査集計したものである。
2. 賃金の支払い形態及び船舶隻数

漁種	組 織				未 組 織				計			
	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計	固 + 歩	固 定	全 歩 合	計
遠洋かつお	7	0	6	13	0	0	0	0	7	0	6	13
遠洋まぐろ	70	0	4	74	0	0	0	0	70	0	4	74
近海かつお	6	0	4	10	1	0	20	21	7	0	24	31
近海まぐろ	37	34	51	122	3	19	6	28	40	53	57	150

(賃金実態調査の集計方法)

調査は、最低賃金適用対象船舶(令和5年4月1日現在)について、組織船については、当該最低賃金適用対象船舶数の50%を目標とする抽出調査、また、未組織船については悉皆調査により実施。

遠洋かつお漁業
 (乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		822,613	822,613
2	212,100	268,091	538,091
3	163,000	222,390	515,890
4	210,000	239,859	507,759
5		439,736	497,636
6		350,804	408,704
7	163,000	74,940	368,440
8	210,000	100,197	310,197
9		309,286	309,286
10		203,405	261,305

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

遠洋まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		875,041	875,041
2	123,111	548,290	760,231
3	132,990	495,111	707,061
4	118,523	464,616	667,739
5	136,000	373,827	577,327
6	124,236	355,143	558,285
7	265,410	202,620	552,630
8	118,230	316,020	519,150
9		502,282	502,282
10	135,400	220,906	435,266
11	135,400	187,299	401,659
12		381,552	381,552
13		372,472	372,472
14	135,400	156,077	359,157
15	114,700	3,000	202,300
16	114,700	7,000	200,660
17	114,700		199,300
18	114,700		199,300
19	114,700		199,300
20	114,700		199,300

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海かつお漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1		759,627	759,627
2		625,846	625,846
3		579,033	579,033
4		540,840	540,840
5		536,251	536,251
6		528,211	528,211
8		476,885	476,885
7		467,334	467,334
9		449,952	449,952
10		439,551	439,551
11		399,935	399,935
12		383,296	383,296
14		360,658	360,658
13		351,251	351,251
15		342,243	342,243
16		338,161	338,161
18		333,186	333,186
17		325,221	325,221
19		271,144	271,144
21		255,061	255,061
22	205,000	41,856	246,856
20		231,326	242,046
23	120,000	63,154	183,154
24		132,699	132,699

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

近海まぐろ漁業
(乗組員の1人歩(持代数1.0)の月額報酬額)

(円)

NO	本給(基本給)	歩合給	計
1	212,317	468,096	763,403
2	255,000	501,370	756,370
3		635,884	635,884
4	293,900		628,200
5	500,000		550,000
6	320,000	196,721	516,721
7		505,079	505,079
8	270,000	190,204	460,204
9	245,000	213,699	458,699
10	300,000	90,000	453,280
11	252,000	174,468	426,468
12		425,753	425,753
13		423,232	423,232
14	410,000		410,000
15		409,312	409,312
16	121,324	237,772	407,346
17	350,000	54,133	404,133
18	300,000		400,000
19	400,000		400,000
20	400,000		400,000
21	200,000	196,721	396,721
22	134,323	198,293	384,726
23		362,944	362,944
24	180,000	181,000	361,000
25		352,589	352,589
26	350,000		350,000
27	164,654	116,434	346,708
28	250,000	85,960	335,960
29	150,000	185,434	335,434

NO	本給(基本給)	歩合給	計
30		328,208	328,208
31		320,513	320,513
32		311,789	311,789
33		305,413	305,413
34	300,000		300,000
35	300,000		300,000
36	300,000		300,000
37	300,000		300,000
38	300,000		300,000
39	300,000		300,000
40	300,000		300,000
41	300,000		300,000
42	300,000		300,000
43	300,000		300,000
44	151,655	84,445	299,790
45		293,865	293,865
46		292,111	292,111
47	151,655	78,839	290,324
48	200,000	82,945	282,945
49	269,000		279,000
50	260,000		275,000
51	270,000		270,000
52	200,000	68,243	268,243
53		266,731	266,731
54		265,654	265,654
55		263,381	263,381
56	262,580		262,580
57		261,979	261,979
58		261,503	261,503
59		261,493	261,493
60	200,000	36,986	256,986
61	200,000	36,986	256,986

NO	本給(基本給)	歩合給	計
62	200,000	36,986	256,986
63		253,847	253,847
64		251,370	251,370
65	250,000		250,000
66	250,000		250,000
67	250,000		250,000
68		250,000	250,000
69	250,000		250,000
70		249,890	249,890
71	249,000		249,000
72	248,200		248,200
73		247,419	247,419
74		245,444	245,444
75		243,572	243,572
76		243,133	243,133
77		243,132	243,132
78		239,209	239,209
79		238,790	238,790
80		235,785	235,785
81		235,128	235,128
82		233,962	233,962
83		231,224	231,224
84		230,369	230,369
85		228,414	228,414
86		218,487	218,487
87		217,768	217,768
88		206,055	206,055
89		200,250	200,250
90	200,000		200,000
91	200,000		200,000
92	200,000		200,000
93	200,000		200,000

NO	本給(基本給)	歩合給	計
94	200,000		200,000
95	200,000		200,000
96	200,000		200,000
97	200,000		200,000
98	200,000		200,000
99	200,000		200,000
100	200,000		200,000
101	200,000		200,000
102	200,000		200,000
103	200,000		200,000
104	200,000		200,000
105	200,000		200,000
106	200,000		200,000
107	200,000		200,000
108	200,000		200,000
109	200,000		200,000
110	200,000		200,000
111	200,000		200,000
112		200,000	200,000
113		200,000	200,000
114	190,000		190,000
115		182,581	182,581
116	180,000		180,000
117	180,000		180,000
118	180,000		180,000
119	170,000		170,000
120	150,000		150,000
121	150,000		150,000

(集計項目説明)

- (1) 支払われた報酬のうち基本となる固定的給与は本給(基本給)欄に、歩合給については歩合給欄に記入。
- (2) 表中の「計」欄は、本給、歩合給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計である。

漁業(かつお・まぐろ)の最低賃金の改正状況

年 度	決定事項	最低賃金額	備考欄
平成13年度	200円UP	192,000円	漁業(遠洋まぐろ)
平成14年度	据え置き	192,000円	〃
平成15年度	据え置き	192,000円	〃
平成16年度	据え置き	192,000円	〃
平成17年度	据え置き	192,000円	〃
平成18年度	据え置き	192,000円	〃
平成19年度	200円UP	192,200円	〃
平成20年度	据え置き	192,200円	〃
平成21年度	据え置き	192,200円	〃
平成22年度	据え置き	192,200円	〃
平成23年度	300円UP	192,500円	〃
平成24年度	200円UP	192,700円	〃
平成25年度	6,300円UP	199,000円	〃
平成26年度	300円UP	199,300円	〃
令和4年度	最低賃金設定	199,300円	漁業(かつお・まぐろ)

最低賃金の改正に係る参考資料

漁業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	漁業（沖合底びき網）		漁業（大中型まき網）	
	決定公 示日 年 月 日	最低賃金額	決定公 示日 年 月 日	最低賃金額
北海道	R5.4.4	202,500	H27.3.20	195,300
東北	R5.3.17	204,700	R5.3.17	※2 204,100 190,250
関東	R5.3.2	195,200	R5.3.2	195,500
北陸信越	R5.3.28	206,600	R5.3.28	206,600
中部	R5.3.17	208,000	R5.3.17	205,750
近畿	R5.3.17	201,000	H11.1.20	191,800
神戸	R5.3.17	210,000	/	/
中国	R5.3.2	※1 199,300 185,500	R5.3.2	199,300
四国	R5.3.30	187,800	R5.3.30	※3 199,300 184,300
九州	R5.5.9	188,200	R5.5.9	199,300
沖縄	/	/	/	/

- ※1 鳥取県、島根県及び山口県に主たる船員の労務管理の事務所を有する者に雇用されている船員であって、2そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者に適用する。
- ※2 青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員に適用する。
- ※3 愛媛県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、もっぱら豊後水道海域において操業する船舶に乗り組む者に適用する。

費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,220 (31,020) 2,200	33,500 (39,320) -5,820	52,750 (50,360) 2,390	72,000 (61,390) 10,610	91,240 (72,430) 18,810
住居関係費	46,640 (44,710) 1,930	49,610 (79,300) -29,690	45,080 (63,280) -18,200	40,550 (47,260) -6,710	36,020 (31,240) 4,780
被服・履物費	5,760 (5,780) -20	3,920 (3,990) -70	6,340 (6,240) 100	8,760 (8,490) 270	11,180 (10,740) 440
雑費Ⅰ	24,830 (22,620) 2,210	25,830 (37,190) -11,360	49,460 (53,470) -4,010	73,090 (69,760) 3,330	96,720 (86,030) 10,690
雑費Ⅱ	10,460 (10,350) 110	12,220 (19,130) -6,910	16,990 (22,740) -5,750	21,770 (26,340) -4,570	26,540 (29,950) -3,410
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700
前年	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
対前年増減	6,430	-53,850	-25,470	2,930	31,310
対前年比 (前年100)	105.6	69.9	87.0	101.4	113.6

※ 費目欄の()の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和4年人事院勧告(参考資料)」、「令和5年人事院勧告(参考資料)」

消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
ウエイト	10000	2626	2149	693	387	353	477	1493	304	911	607	
指数・2年100	30年	99.5	98.2	99.2	100.2	95.7	98.5	99.0	100.9	110.1	99.0	102.1
	令和元年	100.0	98.7	99.4	102.5	97.7	98.9	99.7	100.2	108.4	100.6	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	100.0	100.6	101.3	101.7	100.4	99.6	95.0	100.0	101.6	101.1
	4年	102.3	104.5	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2
対前年比・%	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8	0.5
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6	0.0
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6	△ 2.0
	3年	△ 0.2	0.0	0.6	1.3	1.7	0.4	△ 0.4	△ 5.0	0.0	1.6	1.1
	4年	2.5	4.5	0.6	14.8	3.8	1.6	△ 0.3	△ 1.5	0.9	1.1	1.1
月別指数・2年100	04年1月	100.3	102.0	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7
	2月	100.7	102.3	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8
	3月	101.1	102.5	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9
	4月	101.5	102.9	101.0	114.3	103.7	102.4	98.9	93.0	101.1	103.1	102.1
	5月	101.8	103.4	101.1	115.2	105.1	102.4	99.0	92.8	101.1	103.6	102.1
	6月	101.8	103.6	101.2	115.6	105.7	102.1	99.0	92.9	101.0	102.3	102.1
	7月	102.3	104.0	101.2	117.0	106.3	100.7	99.1	94.3	101.0	103.2	102.2
	8月	102.7	104.5	101.3	117.9	106.8	99.6	99.1	94.3	101.0	104.9	102.4
	9月	103.1	105.6	101.3	118.5	108.4	103.6	99.2	94.1	101.0	103.8	102.4
	10月	103.7	107.1	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6
	11月	103.9	107.8	101.9	121.0	109.6	105.1	99.7	94.3	101.0	101.6	102.7
	12月	104.1	107.9	102.0	123.3	108.6	104.2	99.6	94.4	101.0	101.9	102.8
	05年1月	104.7	109.5	102.0	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101.0	103.0	102.9
	2月	104.0	110.0	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2
3月	104.4	110.4	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3	

資料出所：総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数(全国)」

決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R5. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	273	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	226	29,118
イ 新産業別最低賃金	224	29,093
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	224	29,093
ロ 従来の産業別最低賃金	2	25
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	21

下記2-1

下記2-2

2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

2-1 新産業別最低賃金

(R5. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	171
	繊維工業関係	5	8	153
	木材・木製品製造業関係	1	1	6
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	83
	印刷・同関連産業関係	1	4	36
	塗料製造業関係	4	2	63
	ゴム製品製造業関係	1	1	49
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	107
	鉄鋼業関係	20	31	1,424
	非鉄金属製造業関係	9	8	409
	金属製品製造業関係	4	8	116
	一般機械器具製造業関係	25	228	5,008
	精密機械器具製造業関係	7	7	221
	電気機械器具製造業関係	45	207	8,507
輸送用機械器具製造業関係	33	140	8,671	
小計	168	653	25,024	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	6
	各種商品小売業関係	30	15	1,934
	自動車小売業関係	23	217	2,078
	自動車整備業関係	1	10	32
	道路貨物運送業関係	1	3	19
小計	56	246	4,069	
合計	224	899	29,093	

2-2 従来の産業別最低賃金

(R5. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	21
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	25

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和5年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和5年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		令和4年度	令和3年度	
地 域 別 最 低 賃 金		961 (47)	930 (47)	
対前年度上昇率 (%)		3.33	3.10	
特 定 産 業 別 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	829 (7)	815 (7)
		繊維工業関係	799 (5)	799 (5)
		木材・木製品製造業関係	876 (1)	876 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	845 (1)	838 (2)
		印刷・同関連産業関係	850 (1)	792 (2)
		塗料製造業関係	988 (4)	972 (4)
		ゴム製品製造業関係	915 (1)	915 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	938 (4)	915 (4)
		鉄鋼業関係	999 (20)	975 (20)
		非鉄金属製造業関係	901 (9)	889 (9)
		金属製品製造業関係	937 (4)	922 (4)
		一般機械器具製造業関係	956 (25)	935 (25)
		精密機械器具製造業関係	939 (7)	920 (7)
		電気機械器具製造業関係	930 (45)	908 (45)
	輸送用機械器具製造業関係	972 (33)	951 (33)	
	小 計	952 (168)	930 (169)	
	非 製 造 業	新聞・出版業関係	879 (1)	853 (1)
		各種商品小売業関係	849 (30)	845 (30)
		自動車小売業関係	923 (23)	907 (23)
		自動車整備業関係	923 (1)	892 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計	887 (56)	877 (56)
	合 計		943 (224)	923 (225)
	対前年度上昇率 (%)		2.17	1.88
	旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)
	総 合 計		942 (225)	922 (226)

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、()内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所：「令和5年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位：円（％）

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ～ 10	(1.39) ～ (1.54)	6 ～ 7	(0.98) ～ (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								
令和4年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク31円、Bランク31円、Cランク30円、Dランク30円								
令和5年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円								

- (注) 1. 各ランクごとの引上げ額（改定の目安）は、最低賃金（時間額）に対する金額である。
 2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。
 3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

地域別最低賃金額一覧

目安が適用されるランク		令和3年度最低賃金額		対前年度増減額	令和4年度最低賃金額		対前年度増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		930 円	—	28 円	961 円	—	31 円
A	埼玉	956	R3. 10. 1	28	987	R4. 10. 1	31
	千葉	953	R3. 10. 1	28	984	R4. 10. 1	31
	東京	1,041	R3. 10. 1	28	1,072	R4. 10. 1	31
	神奈川	1,040	R3. 10. 1	28	1,071	R4. 10. 1	31
	愛知	955	R3. 10. 1	28	986	R4. 10. 1	31
	大阪	992	R3. 10. 1	28	1,023	R4. 10. 1	31
B	茨城	879	R3. 10. 1	28	911	R4. 10. 1	32
	栃木	882	R3. 10. 1	28	913	R4. 10. 1	31
	富山	877	R3. 10. 1	28	908	R4. 10. 1	31
	山梨	866	R3. 10. 1	28	898	R4. 10. 20	32
	長野	877	R3. 10. 1	28	908	R4. 10. 1	31
	静岡	913	R3. 10. 2	28	944	R4. 10. 5	31
	三重	902	R3. 10. 1	28	933	R4. 10. 1	31
	滋賀	896	R3. 10. 1	28	927	R4. 10. 6	31
	京都	937	R3. 10. 1	28	968	R4. 10. 9	31
	兵庫	928	R3. 10. 1	28	960	R4. 10. 1	32
	広島	899	R3. 10. 1	28	930	R4. 10. 1	31
C	北海道	889	R3. 10. 1	28	920	R4. 10. 2	31
	宮城	853	R3. 10. 1	28	883	R4. 10. 1	30
	群馬	865	R3. 10. 2	28	895	R4. 10. 8	30
	新潟	859	R3. 10. 1	28	890	R4. 10. 1	31
	石川	861	R3. 10. 7	28	891	R4. 10. 8	30
	福井	858	R3. 10. 1	28	888	R4. 10. 2	30
	岐阜	880	R3. 10. 1	28	910	R4. 10. 1	30
	奈良	866	R3. 10. 1	28	896	R4. 10. 1	30
	和歌山	859	R3. 10. 1	28	889	R4. 10. 1	30
	岡山	862	R3. 10. 2	28	892	R4. 10. 1	30
	山口	857	R3. 10. 1	28	888	R4. 10. 13	31
	徳島	824	R3. 10. 1	28	855	R4. 10. 6	31
	香川	848	R3. 10. 1	28	878	R4. 10. 1	30
	福岡	870	R3. 10. 1	28	900	R4. 10. 8	30
D	青森	822	R3. 10. 6	29	853	R4. 10. 5	31
	岩手	821	R3. 10. 2	28	854	R4. 10. 20	33
	秋田	822	R3. 10. 1	30	853	R4. 10. 1	31
	山形	822	R3. 10. 2	29	854	R4. 10. 6	32
	福島	828	R3. 10. 1	28	858	R4. 10. 6	30
	鳥取	821	R3. 10. 6	29	854	R4. 10. 6	33
	島根	824	R3. 10. 2	32	857	R4. 10. 5	33
	愛媛	821	R3. 10. 1	28	853	R4. 10. 5	32
	高知	820	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 9	33
	佐賀	821	R3. 10. 6	29	853	R4. 10. 2	32
	長崎	821	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 8	32
	熊本	821	R3. 10. 1	28	853	R4. 10. 1	32
	大分	822	R3. 10. 6	30	854	R4. 10. 5	32
	宮崎	821	R3. 10. 6	28	853	R4. 10. 6	32
鹿児島	821	R3. 10. 2	28	853	R4. 10. 6	32	
	沖縄	820	R3. 10. 8	28	853	R4. 10. 6	33

資料出所：「令和5年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	—	0.0	1.87
20	8月8日	なし	—	—	—	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	—	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	—	※	—	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.2	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.0	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	—	—	△ 3.5	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	—	—	2.4	△ 0.2	1.86
R4	8月8日	0.23	4月1日	勧告どおり	2.0	2.5	2.20
R5	8月7日	0.96	4月1日	—	—	—	3.60

(資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)

2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)

3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)